

荒川区立尾久宮前小学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめに対する基本方針

心理的・物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む）で、当該児童が苦痛を感じているものを「いじめ」と判断する。それにより児童の健全な成長に影響を及ぼす深刻な人権問題が発生した場合、あるいは予想される場合、学校は「見逃さない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

「いじめ防止対策委員会」を設置し、本校のいじめ防止対策推進の基本的な方向を記す。

2. いじめに対する基本認識

教育活動全体を通じて、教職員は以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- (1) いじめは絶対に許さない、という断固たる姿勢をもち、児童に訴えていく。
- (2) いじめが疑われる場合は、何事にも最優先する事案であるという認識をもって、早期発見、早期対応に努める。
- (3) いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得るものである。
- (4) いじめは、教職員の見えないところで起こるものである。
- (5) いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわないものである。

3. いじめの未然防止

(1) 認め合い助け合う学級作り

- ①良さを見つけ、認め合う学級作りのために、朝の会や帰りの会の中で良さを認め合える時間を設定し、より良い人間関係作りを築く。
- ②係や当番の活動を充実させ自己有用感を高める。
- ③学級会を充実させ、学級集会等を実施する中で学級集団としての一体感を持たせ、助け合える人間関係を構築する。

(2) 授業改善

- ①分かる授業、学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ②規律ある授業の実施
- ③言語活動の充実
- ④少人数指導等、学習内容や学習形態の工夫

(3) 道徳教育の充実

- ①よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を養える、意図的計画的な授業を展開する。
- ②「生命の大切さ」「思いやり」を具体的に取り上げ、人権を理解する学習に重点を

おく。

(4) 体験活動の充実

- ①学校行事（宿泊行事を含む）を通してのより良い人間関係を形成する。
- ②総合的な学習の時間や生活科理科等を通して、生命を尊重する態度を養う。

(5) 児童の自主的活動

- ①いじめ防止対策啓発週間を「ふれあい月間」に設定する。
- ②「縦割り班活動」を充実させる。
- ③委員会活動等において、いじめ根絶に向けた自主的な活動を充実させる。

(6) 荒川区SNSルールを活用した、ネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う。

(7) SOS出し方講座や生命の安全教育等を行い、児童がいじめ等の困難な状況を回避できるような教育の充実を図る。

(8) 保護者との協力態勢の確立

- ①学校ホームページ等を充実させ、いじめ問題についての学校の指導方針等の啓発に努めたり、日常の児童の様子を知らせたりする。
- ②日頃から、児童の様子を保護者に積極的に伝え、共に考え合っていくようにする。
- ③授業公開や保護者会で、インターネット上のトラブルやSNSの使い方等、情報モラルについて啓発する。

(9) 年度当初に全教職員に対して本校のいじめ防止基本方針についての研修を行う。

4. いじめの早期発見

- (1) ふれあい月間に行ういじめに関するアンケート調査、「長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査」等を実施し、児童からの情報を収集し、早期発見に努める。
- (2) 毎週、生活指導夕会で教職員から情報を収集し、児童についての情報交換を行う。
- (3) 全児童に対して、SCやSSW等の教職員や保護者以外にも相談できる人がいることを知らせる。

5. いじめに対する措置

いじめの訴えがあった場合や、いじめの疑いのある場合、または不自然な欠席理由で欠席が複数日に渡っている場合には、速やかに管理職に報告しいじめ対策委員会を開催して全教職員で対応する。（学級担任等だけの判断で対応しない。）

6. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会メンバー

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任
スクールカウンセラー

（状況により、特別支援教室専門員、特別支援教育支援員、補助員）

※PTA会長・学校評議員に相談・報告することもある（守秘義務の遵守）

- (1) いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化を図り早期対応と共通対応ができる体制作りをする。
- (2) いじめの疑いがある情報を得た際には、速やかに本委員会を開催し、情報の共有、関係児童への正確な事実確認、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者への連携、教育委員会への報告を行う。
- (3) いじめに関する情報を得た場合、集約窓口となり、必要に応じて会を開催する。

7. いじめ重大事態への対応

(1) いじめ重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
- ②児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言しない。
- ③相当の期間とは年間30日であるが、児童が一定期間、連続して欠席をしているような場合には、年間30日に達していなくとも調査を始め、必要に応じて対応に当たる。

(2) いじめ重大事態への対応

- ①荒川区教育委員会に報告する。
- ②教育委員会の指導の下、いじめ対策委員会を招集し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に基づき、全教職員で調査、対応、報告にあたる。

8. いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

月	
4	・イキイキ週間実施 ・生活指導全体会 ・研修会（いじめに関する共通理解を図る）
5	・校内委員会
6	ふれあい月間 （生活・学習アンケート）アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
7	いじめ・校内委員会
9	・イキイキ週間実施 <u>長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査</u>
10	・校内委員会
11	ふれあい月間 （生活・学習アンケート）アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
12	学校評価アンケート実施
1	・イキイキ週間実施 長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査
2	ふれあい月間 （生活・学習アンケート）アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
3	・いじめ・校内委員会

平成26年3月策定
令和 6年3月改訂
令和 7年3月改訂